

国家外貨管理局 資本項目収入の支払利便化を全国展開

2020年4月14日、国家外貨管理局、『外貨管理の最適化による涉外業務の発展に係る支援に関する通達』（匯発[2020]8号、以下は「8号通達」という）を公布し、一連の外貨業務利便化措置を打ち出しました。

【ポイント】

- ▶ 資本項目収入の支払利便化を全国展開
- ▶ 域外貸付の抹消登記を銀行に委譲

1. 政策の背景

企業の業務再開を支援し、涉外経済の高質な発展を推進するために、国家外貨管理局は「8号通達」を公布し、一連外貨業務の利便化措置を打ち出しました。

2. 本規定の主要内容

「8号通達」では、8つの外貨業務の利便化措置を打ち出しており、本ニュースレターではそのうち企業との関連度が高い5つの措置を取り上げて説明します。

▶ 資本項目収入支払の利便化改革を全国展開

2019年10月25日、国家外貨管理局は『クロスボーダー貿易・投資の利便化のさらなる促進に関する通達』（匯発[2019]28号）を公布し、資本項目収入の支払に係る利便化試行を第5弾の自由貿易試験区（山東省、江蘇省等）及び上海市全域に拡大しました。また、2020年3月末までに、殆どの自由貿易試験区及び北京市、上海市等では既に関連実施細則を公布されています。

「8号通達」は、資本項目収入の支払に係る利便化を全国展開しました。今後各地でも関連実施細則の公布が見込まれます。

「資本項目収入支払の利便化」の詳細について、弊行第245期の実務制度ニュースレターをご参照ください。

https://Reports.mufgsha.com/File/pdf_file/info017/info017_20200319_001.pdf

▶ 特別な払戻外貨送金業務の登記を撤廃

国家外貨管理局は、2019年初に、粵港澳大湾区、上海市、浙江省での「貨物貿易収支利便化」試行を展開しました。「特別な払戻外貨送金業務登記の撤廃」は、その試行内容の1つとなります。

「8号通達」は「特別な払戻外貨送金業務登記の撤廃」を全国に展開しました。

【図表1】特別な払戻外貨送金業務登記の撤廃

| | |
|--------------|---|
| 特別な払戻外貨送金の定義 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 払戻のための外貨送金日と当初の入送金日の間隔が180日以上の場合 ✓ 特別な状況により当初のルートで払戻のための外貨送金できない場合 |
| 登記撤廃の条件 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 貨物貿易外貨収支の企業名簿にA類と分類する企業 ✓ 1件当たり5万米ドル相当（5万米ドルを含む）以下 |
| 取扱方法 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 事前に外管局で登記手続を行う必要はなく、直接金融機構で実施 ✓ 金融機構は涉外収支申告の取引追記欄に「特別払戻外貨送金」を注記 |

▶ 一部の資本項目業務の登記管理を簡素化

『8号通達』は、一定の条件に適合する資本項目業務の抹消登記の取扱いを、企業所在地の外管局から管轄内銀行に移管しました。

【図表2】銀行に移管した資本項目業務の抹消登記

| 業務 | 委譲条件 | 取扱銀行 |
|---------------------|---------------------------|-------------------------------------|
| 非金融企業の 内保外貸の抹消登記 | 内保外貸の責任が解除され、かつ履行が発生していない | 非金融企業が所属する 外貨分局（外貨管理部） 管轄内の銀行 |
| 非金融企業の 域外貸付の抹消登記 | 域外貸付の期限が満了し、かつ元利金は正常に回収済み | |

▶ 輸出背景を有する国内外貨貸付の外貨購入による返済を緩和

荷為替融資等の輸出背景を有する国内外貨ローンについて、企業は原則的に自社が保有する外貨または貨物貿易輸出で受領した外貨資金で返済しなければなりません。従来の規定では、企業は輸出後に予定通り外貨を回収できず、かつその他の返済に使用可能な自社保有外貨資金がない場合、外貨購入銀行を通じて所在地の外管局で届出をした後に、外貨購入によって国内外貨ローンを返済できます。

「8号通達」では、上記届出の要求を緩和し、国内外貨ローンの貸付銀行が慎重な業務展開の原則に基づき、企業のために外貨購入による返済を取扱い、その後、毎月月初の5営業日以内に所在地の外管局に届出することを許可しました。

▶ 外貨業務の電子証憑使用を利便化

『貨物貿易外貨収支電子証憑の審査を規範化する通達』（匯発[2016]25号）に基づき、企業は電子証憑を通じて貨物貿易の外貨収支業務を取扱う場合、当該企業の貨物貿易の分類はA類とし、かつ営業ライセンスを取得して2年を満了するという条件を満たさなければなりません。「8号通達」では、上記条件を撤廃しました。

3. 企業への影響

「8号通達」は、一連の措置により企業の外貨業務をさらに利便化しました。一部の利便化措置においては、従来の外貨管理局での手続を銀行に委譲しましたが、銀行は慎重な業務展開の原則に基づき取扱うため、関連業務について事前に銀行と十分コミュニケーションすることを推奨します。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

| 中国語原文 | 日本語参考訳 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">国家外汇管理局 汇发〔2020〕8号</p> <p style="text-align: center;">关于优化外汇管理 支持涉外业务发展的通知</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各全国性中资银行：</p> <p>为进一步改善营商环境，服务实体经济高质量发展，国家外汇管理局决定优化外汇业务管理，完善外汇服务方式，提升跨境贸易投资便利化水平。现就有关事项通知如下：</p> <p>一、优化外汇业务管理</p> <p>（一）全国推广资本项目收入支付便利化改革。在确保资金使用真实合规并符合现行资本项目收入使用管理规定的前提下，允许符合条件的企业将资本金、外债和境外上市等资本项目收入用于境内支付时，无需事前向银行逐笔提供真实性证明材料。经办银行应遵循审慎展业原则管控相关业务风险，并按有关要求对所办理的资本项目收入支付便利化业务进行事后抽查。所在地外汇局应加强监测分析和事中事后监管。</p> <p>（二）取消特殊退汇业务登记。 货物贸易外汇收支企业名录分类为A类的企业，办理单笔等值5万美元（含）以下的退汇日期与原收、付款日期间隔在180天（不含）以上或由于特殊情况无法原路退汇的业务，无需事前到外汇局办理登记手续，可直接在金融机构办理。金融机构在为企业办理以上免于登记的退汇业务时，应在涉外收支申报交易附言中注明“特殊退汇”。</p> | <p style="text-align: center;">国家外貨管理局 匯發[2020]8号</p> <p>外貨管理の最適化による涉外業務の発展に係る支援に関する通達</p> <p>国家外貨管理局各省・自治区・直辖市分局・外貨管理部、深セン・大連・青島・アモイ・寧波市分局、各全国性中資銀行</p> <p>ビジネス環境をさらに改善し、実体経済の質の高い発展に貢献するために、国家外貨管理局は外貨業務管理を最適化、外貨サービスの方式を改善、さらにクロスボーダー貿易・投資の利便化水準を高めることを決定しました。ここに関連事項について以下の通り通知する。</p> <p>一、外貨業務管理の最適化</p> <p>（一）資本項目収入支払の利便化改革を全国に展開する。 資金使途の真実性・コンプライアンス遵守、及び現行の資本項目収入の使用管理規定の遵守を前提に、条件に適合する企業は资本金、外債及び国外上場企業等からの資本項目収入を国内支払に用いる際に、事前に銀行に真実性を証明する資料を提供する必要はない。取扱銀行は、慎重な業務展開の原則を遵守し、関連業務のリスクを管理の上、関連要求に基づき取扱う資本項目収入の支払利便化業務に対し、事後の抜取検査を行わなければならない。また、所在地の外管局は、モニタリング分析及び事中・事後の監督管理を強化しなければならない。</p> <p>（二）特別な払戻外貨送金業務の登記を撤廃する。 貨物貿易外貨収支の企業名簿でA類に分類される企業は、1件当たり5万米ドル相当（5万米ドルを含む）以下の払戻しのための外貨送金日と当初の入送金日の間隔が180日（180日を含まない）以上の場合、もしくは特別な状況により当初のルートで払戻しのための外貨送金ができない場合、事前に外管局で登記を行う必要はなく、直接金融機構で行うことができる。金融機構は、企業のために登記を免除した上記の払戻外貨送金業務を取扱う際に、涉外収支申告</p> |

(三) 简化部分资本项目业务登记管理。
将符合条件的内保外贷和境外放款注销登记下放至银行办理。非金融企业内保外贷责任已解除且未发生内保外贷履约的情况下,可到其所属分局(外汇管理部)辖内银行直接办理内保外贷注销登记。非金融企业境外放款期限届满且正常收回境外放款本息的情况下,可到其所属分局(外汇管理部)辖内银行直接办理境外放款注销登记。

(四) 放宽具有出口背景的国内外汇贷款购汇偿还。
出口押汇等国内外汇贷款按规定进入经常项目外汇结算账户并办理结汇的,企业原则上应以自有外汇或货物贸易出口收汇资金偿还。在企业出口确实无法按期收汇且没有其他外汇资金可用于偿还上述国内外汇贷款时,贷款银行可按照审慎展业原则,为企业办理购汇偿还手续,并于每月初5个工作日内向所在地外汇局报备有关情况。

二、完善外汇业务服务

(五) 便利外汇业务使用电子单证。银行按规定以审核电子单证方式办理货物贸易外汇收支的,取消企业分类为A类以及成立满2年的条件。银行按规定以审核电子单证方式办理服务贸易、初次收入和二次收入外汇收支的,可不打印电子交易单证。银行办理个人结售汇业务时,可不打印“结汇/购汇通知单”。银行办理上述业务,应确保电子单证的真实性、合规性以及使用的唯一性,并留存电子单证或电子信息5年备查。

(六) 优化银行跨境电商外汇结算。支持更多的

的取引追記欄に「特別払戻外貨送金」を注記しなければならない。

(三) 一部の資本項目の登記管理を簡素化する。

条件に適合する内保外貸及び域外貸付の抹消登記を銀行に委譲する。非金融企業は既に内保外貸の責任が解除され、かつ履行が発生していない場合、その所属する分局(外貨管理部)の管轄内銀行において直接内保外貸の抹消登記を行うことができる。非金融企業の域外貸付の期限が満了し、かつ域外貸付の元利金を正常に回収できた場合、その所属する分局(外貨管理部)の管轄内銀行で直接域外貸付の抹消登記を行うことができる。

(四) 輸出背景を有する国内外貨貸付の外貨購入による返済を緩和する。

荷為替融資等の国内外貨貸付は、規定に基づき經常項目外貨決済口座に入金し、かつ元転をした場合、企業は原則的に自社が保有する外貨もしくは貨物貿易輸出で受領した外貨資金で返済しなければならない。輸出企業が期日通りに外貨を受領できず、かつ返済に使用可能な他の外貨資金がない場合、貸付銀行は慎重な業務展開の原則に基づき、企業のために外貨購入による返済手続を取扱うことができ、かつ毎月最初の5営業日以内に所在地外管局に関連状況を報告する必要がある。

二、外貨業務サービスを改善

(五) 外貨業務の電子証憑使用を利便化する。

銀行は規定に基づき電子証憑の審査で貨物貿易の外貨収支手続きを取扱う場合、企業の分類がA類でかつ設立2年以上の条件を撤廃する。銀行は規定に基づき電子証憑の審査でサービス貿易、一次収入及び二次収入の外貨収支を取扱う場合、電子取引証憑を印刷する必要はない。銀行は個人の元転・外貨転業務を取扱う場合、「元転・外貨転通知書」を印刷する必要はない。銀行は上記業務を取扱う際に、電子証憑の真実性・コンプライアンス性及び使用の唯一性を確保し、かつ電子証憑もしくは電子情報を5年間保存して検査に備えなければならない。

(六) 銀行のクロスボーダー電子商取引の外貨決済

銀行按照《国家外汇管理局关于印发〈支付机构外汇业务管理办法〉的通知》（汇发〔2019〕13号），在满足交易信息采集、真实性审核等条件下，凭交易电子信息为跨境电子商务市场主体提供结售汇及相关资金收付服务。

（七）放宽业务审核签注手续。金融机构按规定审核经常项目外汇收支时，可根据内控要求和实际业务需要，按照实质合规原则，自主决定是否在单证正本上签注收付汇金额、日期并加盖业务印章，但需按现行规定留存审核材料备查。

（八）支持银行创新金融服务。鼓励银行通过多种方式科学评估企业资信状况，对客观不可控因素造成涉外收付困难的企业区别分类，对发展前景良好的中小微涉外企业在外汇贷款方面给予贷款延期、手续简化等倾斜。支持银行利用数字外管平台开放的企业资信、收付汇率等信息，开展合规经营和业务创新，做好对中小微涉外企业的金融服务。

本通知自发布之日起实施（其中，第一条第三款因需升级资本项目信息系统，自2020年6月1日起实施）。以前规定与本通知不符的，以本通知为准。国家外汇管理局各分局、外汇管理部接到本通知后，应及时转发辖内中心支局、支局、城市商业银行、农村商业银行、外资银行、农村合作银行；各全国性中资银行接到本通知后，应及时转发所辖分支机构。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局反馈。

特此通知。

を最適化する。

さらに多くの銀行が『国家外貨管理局「支払機構外貨業務管理弁法」を公布する通達』（匯發[2019]13号）に基づき、取引情報の取得、真実性の審査等の満足する条件の下で、取引電子情報を用いてクロスボーダー電子商取引の市場主体のために元転・外貨転及び関連資金の入・送金サービスを提供することを支持する。

（七）業務審査の注記手続を緩和する。

金融機構は、規定に基づき經常項目の外貨収支を審査する際に、内部審査の要求及び業務上の実態的な必要性に応じて、実質的なコンプライアンスの原則に基づき、証憑の正本に外貨入・送金の金額・日付を注記し、業務印鑑を押印するか否かを自主的に決定することができる。

（八）銀行の金融サービスの革新を支持する。

銀行が多様な方式で企業の資質・信用状況を科学的に評価し、客観的かつ不可抗な要素で国外との外貨の入・送金が困難な企業を分類し、今後の発展が期待される中小零細の涉外企業に対し、外貨貸付において貸付のロールオーバー、手続の簡素化等の優遇を提供することを奨励する。銀行がデジタル外貨管理プラットフォームに開示された企業資質・信用、外貨受取・支払率等の情報を使用し、コンプライアンス経営及び業務革新を展開し、中小零細の涉外企業に対する金融サービスを適切に提供することを支持する。

本通達は、公布日より実施する（うち、第1条第3項は資本項目情報システムをアップデートする必要があるため、2020年6月1日より実施）。以前の規定が本通達と一致しない場合、本通達を優先する。国家外貨管理局各分局・外貨管理部は、本通達を受け取った後、遅滞なく管轄区内の中心支局・支局・都市商業銀行・農村商業銀行・外資銀行・農村合作銀行に展開する。各全国性中資銀行は、本通達を受け取った後、遅滞なく管轄する分支機構に展開する。執行中において問題に遭遇する場合、遅滞なく国家外貨管理局にフィードバックください。

特にこれを通知する。

| | |
|-----------------------|-----------------------|
| 国家外汇管理局 2020年4月10日 | 国家外貨管理局 2020年4月10日 |
|-----------------------|-----------------------|

【日本語参考訳：MUFG バンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー一部】

- ☞ 本資料は、参考のみを目的として、MUFG バンク（中国）有限公司(以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。
- ☞ 本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。
- ☞ 本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。
- ☞ 本資料に含まれる情報は、MUFG バンク（中国）有限公司(以下「当行」)が信頼できると判断した情報源から入手したのになりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。
- ☞ 過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。
- ☞ 当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再公布することが禁止されます。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再公布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。
- ☞ 受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

MUFG バンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー一部 中国ビジネスソリューション室

(商 号) MUFG バンク（中国）有限公司

(住 所) 上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯証大厦 22 楼

(登録番号) 中国銀行業監督管理委員会上海監管局 B0288H231000001